

昭和四十一年二月十五日印刷 鳥取県公報号外 (昭和四十一年四月十五日) 昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
当日の翌日)

◇告示 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号の一部改正
土地改良区の設立の認可
解除予定の保安林にする旨の通知
指定施業要件指定予定保安林に関する通知
土地の用途廃止
道路の位置の指定
家畜伝染病予防法による核結病検査等の実施
道路交通法による聴聞の実施
職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

◇公安告示
◇人委規則

告示

鳥取県告示第一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十一年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県立葵徳学校 米子市東福原一、四九九の二を「鳥取県立喜多原学園 西伯郡伯仙町泉字喜多原七〇六」に改める。

鳥取県告示第二号

岩美郡福部村大字海士六二九番地 井手野友芳ほか十四人の者が、
のあつた海士土地改良区の設立については、土地改良法(昭和二十四
律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月十一日
認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 - 八頭郡智頭町大字芦津字沖の山、大字西野字青木、佐治村大字栃原字不動山、若桜町大字糸白見字東山、大字諸鹿字沢川、大字若荷谷字浦山、八東町大字妻鹿野字扇山、大字茂谷字松尾山、大字妻鹿野字唐戸(以上九字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 三 解除の理由
 - 指定理由の消滅

(一次の図)は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課、智頭町役場、佐治村役場、若桜町役場及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。



鳥取県告示第七号

家畜の健康維持を目的として、次の要項に基づいて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ病検査、ひな白痢検査及びニューカッソル病検査並びにこれらの受検を奨励するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の飼育者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ病、ひな白痢及びニューカッソル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査及びニューカッソル病予防注射

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

結核病検査及びブルセラ病検査
ひな白痢検査及びニューカッソル病検査並びにこれらの受検を奨励するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の飼育者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施の期日 次 実施区域 実施場所

Table with columns for date, area, and location. Includes entries for January 17th to 19th in various districts like 赤碓町, 上光好, 下光好, etc.

Table with columns for date, area, and location. Includes entries for January 17th to 24th in districts like 淀江町, 大山町, 米子市, etc.

Table with columns for date, area, and location. Includes entries for January 17th to 24th in districts like 大山町, 野田, 唐王, etc.

Table with columns for date, area, and location. Includes entries for January 17th to 26th in districts like 智頭町, 加瀬木, 別府, etc.

Table with columns for date, location, and name. Includes entries for 西伯郡中山町大字松河原二九七, 米子市大篠津町一, 西伯郡大山町豊房三三二, etc.

Table with columns for date, location, and name. Includes entries for 河原町, 郡家町, 佐治村, 船岡町, 淀江町.

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

- 一 聴聞の期日及び場所
二 聴聞当事者の住所及び氏名
三 鳥取市桃町 米子警察署
四 西伯郡岸本町須村五九五の六
五 西伯郡淀江町福井二〇九

Table with columns for location, vehicle type, and name. Includes entries for 境港市渡町二三五三, 西伯郡中山町大字松河原二九七, 米子市大篠津町一, etc.

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年一月十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の喜多原学園の項中

児童と起居を共にする園長、主任、教護及び教母主任及び教母

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年一月一日から適用する。